

(平成25年1月30日報道資料抜粋)

年金記録に係る苦情のあっせん等について

年金記録確認鳥取地方第三者委員会分

1. 今回のあっせん等の概要

(1)年金記録の訂正を不要と判断したもの

1 件

厚生年金関係

1 件

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和21年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和41年4月頃から44年9月頃まで
② 昭和45年頃から48年頃まで

A事業所及びB事業所で勤務した申立期間①、C社が運営していたサパークラブで勤務した申立期間②の厚生年金保険加入記録が無い。

それぞれの事業所で勤務していたのは確かなので、各申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

1 申立期間①について、同僚の供述から、期間は特定できないものの、申立人がA事業所及びB事業所に勤務していたことは推認できる。

しかしながら、申立期間①当時において、飲食業等のサービス業種であるA事業所及びB事業所は、制度上、厚生年金保険の強制適用事業所ではない上、オンライン記録において、当該事業所は任意適用事業所としても確認することができない。

また、元事業主は、「A事業所及びB事業所は個人経営であり、厚生年金保険には加入していなかった。当時の資料も保管していない。」と回答している。

さらに、上記の同僚から、申立人の勤務期間及び厚生年金保険料の控除について、具体的な供述を得ることはできなかった。

2 申立期間②について、元役員及び同僚の供述から、期間は特定できないものの、申立人がC社に勤務していたことは推認できる。

しかしながら、申立期間②当時において、飲食業等のサービス業種であるC社は、制度上、厚生年金保険の強制適用事業所ではない上、オンライン記録において、同社は任意適用事業所としても確認することができない。

また、C社が任意適用事業所として認可されるためには従業員の2分の1以上の同意が必要であるところ、上記の元役員は、「社員の反対もあり、厚生年金保険には加入していなかった。」と回答している。

さらに、オンライン記録によれば、上記の元役員及び同僚は、申立期間②当時、国民年金に加入していることが確認できる。

- 3 このほか、申立人が申立期間①及び②において厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことをうかがわせる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間①及び②に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。